

令和 6 年 3 月 6 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

一般廃棄物収集運搬業許可証の交付について（通知）

令和 6 年 4 月 1 日更新の一般廃棄物収集運搬業許可証（以下、「許可証」という。）並びに令和 6・7 年度車両承認証・機材承認証（以下、「ステッカー」という。）及びごみ等処理施設搬入許可証（以下、「搬入許可証」という。）の交付に関して、次のとおり通知します。

記

1 一般廃棄物収集運搬業許可証・ステッカーの交付

1 交付場所 大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課窓口
(あべのルシアス庁舎 13 階)

2 交付日時 **【別紙 1】** 参照
※窓口での混雑を避けるため許可番号により、あらかじめ交付日時を指定します。

3 持参するもの (旧) 許可証
※ 許可年月日が **令和 4 年 4 月 1 日** のもの
※ (旧) ステッカーは持参不要

4 来 庁 者 来庁者は 1 事業者につき 1 名とし、以下に該当するものに限りです。
大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱に基づく従業者等顔写真（第 15 号様式）において顔写真が登録されている者

- 注意事項
- ①従業者等顔写真の登録がない従業員等が来庁した場合、交付はできません。
 - ②当課が指定した日時以外に来庁した場合、交付はできません。
指定日時に来庁できない場合は、予備日に来庁してください。
 - ③(新) 許可証は、(旧) 許可証と引き換えとします。
(旧) 許可証を忘れた場合、(新) 許可証を交付することはできません。
(裏面につづく)

2 搬入許可証の交付について

- 1 交付場所 大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課窓口
(あべのルシナス庁舎 13階)

- 2 交付日時 **【別紙2】** 参照
※窓口での混雑を避けるため許可番号により、あらかじめ交付日時を指定します。

- 3 持参するもの ・撮影した車両写真一式 (第7-2号様式)
・(旧) 搬入許可証 ※ (搬入期間が **令和6年3月31日まで**のもの)
・(旧) ステッカー

- 4 来庁者 来庁者は1事業者につき1名とし、以下に該当するものに限ります。
大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱に基づく従業者等顔写真 (第15号様式) において顔写真が登録されている者

- 注意事項 ①従業者等顔写真の登録がない従業員等が来庁した場合、交付はできません。
②当課が指定した日時以外に来庁した場合、交付はできません。
指定日時に来庁できない場合は、予備日に来庁してください。
③ (新) 搬入許可証は、(旧) 搬入許可証と引き換えとします。
(旧) 搬入許可証を忘れた場合、(新) 搬入許可証を交付することはできません。

5月1日以降は、(旧) 搬入許可証では搬入できません。

許可担当 今掛・藤田・森本
電話 06-6630-3265